

首都圏渋滞ボトルネック対策協議会
神奈川県渋滞ボトルネック検討ワーキンググループ（WG）
運営規則

（趣旨）

第1条 本規則は、「神奈川県渋滞ボトルネック検討ワーキンググループ」（以下「WG」という。）の組織、委員、庶務、その他の事項に関して必要な事項を定める。

（目的）

第2条 WGは、神奈川県内の交通渋滞を解消し、円滑な交通流を確保するため、関係機関相互の調整を図りつつ、渋滞ボトルネック箇所について効果的な対策の立案・検討を行うことを目的とする。

（審議事項）

第3条 WGは、第2条の目的を達成するため、次の事項について審議を行うものとする。

- （1）渋滞発生状況の把握
- （2）優先対策区間の選定
- （3）渋滞要因の分析
- （4）渋滞対策の検討
- （5）その他、前条の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第4条 WGは、第2条の目的を達成するために各種関係団体、各行政機関等をもって組織する。

2. WGには座長を置き、座長は国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所長とする。
3. 座長に事故がある時は、座長があらかじめ指名したものが、その職務を代行する。
4. WGの構成は、別表－1のとおりとする。

ただし、必要に応じ座長が指名する者を、委員として参加させることができる。

（事務局）

第5条 WGの運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

2. 事務局は、国土交通省関東地方整備局道路部道路計画第一課、道路計画第二課、計画調整課、企画部広域計画課並びに横浜国道事務所調査課に置くものとする。

（規則の改正）

第6条 本規則の変更は、本WGの議決によらなければならない。

（補足）

第7条 本規則に定めるものの他に必要な事項はその都度協議して定める。

第8条 「神奈川県東名軸渋滞ボトルネック検討WG」については、本WGにおいて、今後必要な審議を行うものとする。

付則 本規則は、平成28年 2月 4日より施行する。

改正 平成28年 2月24日

改正 平成29年 7月31日

改正 平成30年12月 5日

改正 令和 2年 3月30日

改正 令和 6年 3月 4日

神奈川県渋滞ボトルネック検討WG名簿

所 属	役 職	備考
関東地方整備局	横浜国道事務所長	座長
	川崎国道事務所長	
	相武国道事務所長	
	道路部 道路計画第一課長	
	道路部 道路計画第二課長	
	道路部 計画調整課長	
	企画部 広域計画課長	
神奈川県警察本部	交通部 交通規制課長	
神奈川県	県土整備局 道路部 道路企画課長	
横浜市	道路局 計画調整部 事業推進課長	
	道路局 横浜環状道路調整課長	
川崎市	建設緑政局 総務部 企画課長	
	建設緑政局 広域道路整備室 担当課長	
相模原市	都市建設局 土木部 道路計画課長	
中日本高速道路(株)	東京支社 総務企画部 企画調整課長	
	東京支社 保全・サービス事業部 交通技術課長	
東日本高速道路(株)	関東支社 総合企画部 総合企画課長	
	関東支社 京浜管理事務所長	
	関東支社 横浜工事事務所長	
首都高速道路(株)	計画・環境部 計画調整課長	
	計画・環境部 都市環境創造課長	
	計画・環境部 快適走行推進課長	
事務局	関東地方整備局 道路部 道路計画第一課	
	関東地方整備局 道路部 道路計画第二課	
	関東地方整備局 道路部 計画調整課	
	関東地方整備局 企画部 広域計画課	
	関東地方整備局 横浜国道事務所 調査課	